

鎌教委教総第3341号

平成30年7月6日

鎌倉市議会議長 中村 総一郎 様

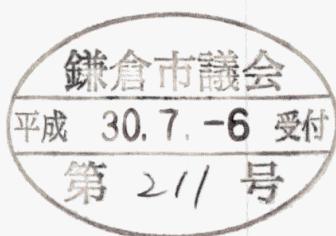
鎌倉市教育長 安良岡 靖史



文書による質問への回答について（送付）

平成30年6月28日付け鎌議調第186号で依頼のありました標記の件について、鎌倉市議会基本条例第7条第5項の規定により、別紙のとおり答弁書を送付いたします。

事務担当は、教育総務課 総務担当
内線2454



議会受付番号	文書質問第 5 号
質問者	高野 洋一 議員
答弁する者	教育長、文化財部長 (文化財部文化財課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 5 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

雪ノ下三丁目 694 番 2 及び 694 番 17 で予定されているマンション建設に伴う発掘調査にあたっては、当該地の歴史的・文化的重要性を踏まえ、次の点を踏まえることが大切である。こうした視点を含め、文化財行政の今後の取り組みと基本的姿勢について、市の見解を問う。

- (1) 当該地の歴史的・文化的重要性を踏まえ、特別な位置づけで発掘調査体制を含め文化財保護の視点から取り組みを行い、開発事業者に最大限の理解を求める事。
- (2) 発掘調査にあたっては文化庁や神奈川県の全面的な協力を求め、民間調査機関任せにならないよう連携した取り組みを行うこと。
- (3) 発掘調査にあたっては、遺構面の学術的な考察など、大倉幕府創設時の年代に達する層の成果が得られるよう努めること。
- (4) 鎌倉市文化財専門委員会にも諮問し、現地調査や報告、意見の聴取などを積極的に行い、専門的な視点から当該地の取扱等について適切な判断を行うこと。
- (5) 当該地に係る市の対応は武家政権発祥の地を明らかにするための歴史的な取り組みであり、市民の関心も高いことから、調査の進捗状況などを積極的に情報公開すること。

2 質問の理由

鎌倉市議会 6 月定例会において一般質問「雪ノ下地域の県埋蔵文化財包蔵地「大倉幕府跡」における市の対応について」を通告したが、監査委員に就任したことから取下げを行ったため。

3 答弁

- (1) 雪ノ下三丁目 694 番 2 及び 694 番 17 は、周知の埋蔵文化財包蔵地である「大倉幕府跡」に該当しています。当該包蔵地は、源頼朝が鎌倉に入つて最

初に居を構え、我が国初の武家政権を開いた將軍御所である「大倉幕府」の跡が含まれている可能性が高く、日本史上、重要な遺跡であると認識しています。

今回予定している発掘調査範囲は、大倉幕府の推定地内では前例のない広い面積の調査であり、大倉幕府跡と直接関係する建物跡等の遺構が発見される可能性もあるため、大倉幕府跡の実態を明らかにするうえで重要な調査となると考えています。

事業者へは、当該地が日本史上重要な遺跡であり、市民や研究者等の関心も高いことから、十分な期間と経費を確保した上で慎重かつ詳細な発掘調査の実施、発掘調査の進捗に応じて実施する学識者等の視察への対応、近隣住民及び市民向けの遺跡見学会の実施について口頭及び文書で要請しています。

- (2) 発掘調査の実施中には、文化財課の学芸員が進捗状況や遺跡の状況を適切に確認するとともに、必要に応じて文化財専門委員会の委員をはじめとする有識者の意見を聞き、確認された遺構や遺物の歴史的・学術的な価値について検証します。また、調査の状況は、県・文化庁へも随時報告し、発見された遺構等の評価については、県を通じて文化庁へも相談を行っていきます。
- (3) 平成30年2月19日から平成30年2月23日に当該地で実施した試掘確認調査では、敷地内2m×3mの調査坑を7か所設定し、最も深い所で現在の地表面から3mの深さまで掘削しました。その結果、13世紀中ごろから15世紀にかけての遺跡が確認されましたが、大倉幕府が存在していた12世紀末から13世紀初頭の遺構や遺物は確認できませんでした。しかし、未調査部分や、現地表下3mよりさらに深い所に遺構が存在する可能性はあるため、本調査ではそれらの部分も十分に調査を行うよう事業者及び調査組織にもその旨指導していきます。

なお、今回予定されている建物の基礎や地下部分の構造物が及ぶ深度は、遺跡が存在すると推測される深度よりも深いため、範囲内の遺跡の全てを調査することになると想定しています。

- (4) (2)で回答のとおり、鎌倉市文化財専門委員会をはじめとする有識者の意見を聞き、国・県へも随時相談しながら、発見された遺構や遺物の歴史的・学術的価値を検証し、重要な発見があった場合には、遺跡の保存について事業者と協議を行っていきます。
- (5) 調査の進捗状況の情報公開については、(1)で回答のとおり、事業者に対し、近隣住民及び市民向けの遺跡見学会の実施を要請しました。